に参加いただける方を募集しています

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業について

霞ヶ浦では、戦後の食料増産により湿地が干拓されました。その後の地域開発や湖岸堤防の強化などにより 地域の安全性、利便性は高まりましたが、一方、湖岸の地形や植生帯は改変を受け、水際における生物多様性 は損なわれてしまいました。自然再生事業については、十分な知見や技術が不足しているため、田村沖宿地区 における自然再生事業で得られた知見は、将来の霞ヶ浦における自然再生事業の基礎資料となるものです。

現存する空中写真から湖岸 の状況を見ると、昭和22年 当時は、湖岸沿いに湿地が 有ることが解ります。その後、 湿地が干拓され、湖岸堤防 (土手)が整備されたことに より湿地が減少しました。

損なわれた自然環境を取り 戻すために、陸と湖水を分 断している矢板の一部を切 断することにより湖水を導 入し、新たに水辺空間を造 成しました。(A区間)













得られた知見を、B区間整備後の維持管 理、環境学習に活かす協議。



協議会で作成した事業実施計画に基 づき整備し、維持管理や環境学習を 行っている区間





ワンド内魚類観察







区域内植物観察







『ミコシガヤ』がみられました』

魚や植物の観察会など環境学習に取り組んでいます。

■ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生協議会の会員募集

◆趣 旨◆

かつての霞ヶ浦湾奥部の湖岸は、湿地や植生帯など多様な自然環境が連続してみられましたが、現状では、湖岸の自然環境や多様性は大きく損なわれています。

このため、このような現状におかれている霞ヶ浦湾奥部の田村・沖宿・戸崎地区においては、湖岸におけるかつての多様な自然環境を再生するとともに茨城県霞ケ浦環境科学センターと連携した環境学習等の場として活用することを目的とし、自然再生推進法に基づく協議会を平成16年10月31日に設置し、湖岸環境の再生を図ることとしました。

当地区の自然再生は「湖岸景観(場)の再生」、「湖岸環境の保全・再生」、「人と湖のつながりの再生」の3つの柱を基本としています。

1. 募集内容

趣旨に賛同の上、団体又は個人の立場から、国土交通省、茨城県及び土浦市、かすみがうら市と連携を図りつつ、計画立案及び協議、施工、環境管理、環境モニタリング、環境学習並びに広報活動等に参加頂ける茨城県内に居住または通学、通勤されておられる満18歳以上の個人の方や茨城県内で活動される団体(市民団体、NPO法人、その他の法人)の方を募集しています。

2. 応募先・お問い合わせ先

応募先、お問い合わせ先は以下の運営事務局宛にお願いします。なお、応募用紙は霞ヶ浦河川事務所、茨城県霞ケ浦環境科学センター、水資源機構利根川下流総合管理所、土浦市役所から入手できます。また、霞ヶ浦河川事務所、水資源機構利根川下流総合管理所のホームページからも入手できます。

●運営事務局:国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 【TEL】 0299-63-2415 【所在地】 〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510 【FAX】 0299-63-2495

3. 補足説明

① 協議会は公募による委員の他、学識経験者、地方公共団体及び霞ヶ浦河川事務所の職員等で組織し、原則として、土曜日・日曜日など休日に開催します。 委員の任期は2年度とし、再任を妨げません。

なお、協議会の参加及び維持管理にあたって必要となる交通費等、一切の経費は、応募された方々の自己負担(ゴミ等の処分費除く)とさせて頂いております。

② かつて霞ヶ浦湖岸域に普通に見られた植物を、 現時点において保全、再生などの行為を行わなか った場合、仮に100年後に再生しようとしても非常 に困難であることが予想されます。

広大な霞ヶ浦からすれば、本当に点のような範囲では有りますが、かつて見られた植物の種を集め再生し、それらが細々とでも生き延びる事が出来る場「サンクチュアリ」を整備することにより、次世代に種を引継ぎ、将来への可能性を残すことを目標として、自然再生に取り組んでいます。

保全、再生は、地味で根気を伴うものですが、例えば、除草作業などの環境管理や、出来るだけ多くの方々に興味を持って頂くための環境学習は重要な意義を持っています。環境学習のためには、観察路などの施工や補修、整備が必要ですし、このような活動内容を記録し、広報することも大切です。これらに実施者として参加頂くと共に、協議会において、自然再生の計画や、その他の事項について協議を行って頂ける方を募集しています。